

生駒市人権施策に関する 基本計画（第2次）（案）

平成 31（2019）年 3 月
生 駒 市

目次

第1章	基本的な考え方	4
1	人権施策に関する動向	4
	(1) 人権に関する国際的な状況	4
	(2) 国の取り組み	5
	(3) 県の取り組み	5
	(4) 生駒市の取り組み	5
2	基本計画策定の趣旨	6
	(1) 基本的人権の尊重	6
	(2) 現状及び課題	6
	(3) 方針	6
3	基本計画の性格	7
4	計画の基本理念	7
5	計画の体系	9
6	取り組みの目標	10
第2章	人権施策の推進方向	14
1	人権教育・啓発の推進	14
2	相談・支援の充実	23
3	ボランティア活動への支援	26
第3章	分野別人権施策の推進	28
1	女性	28
2	子ども	30
3	高齢者	32
4	障がい者	34
5	同和問題	37
6	在日外国人	39
8	インターネット等による人権侵害	42
9	LGBTなどの性的少数者	44
10	さまざまな人権問題	46
第4章	基本計画の推進	47
1	推進体制	47
2	関係機関・団体との連携	47
3	フォローアップ	47



基本的な考え方

1 人権施策に関する動向

21世紀は「人権の世紀」といわれています。20世紀において、人類は2度にわたる世界大戦を経験し、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になっています。こうしたことから、各種人権関係条約の採択や国際年の設定など人権確立に向けた取り組みが行われています。以下主な動向を記載しました。

(1) 人権に関する国際的な状況

- ・昭和23(1948)年12月10日、国際連合(以下「国連」という。)総会において「世界人権宣言」が採択
- ・昭和41(1966)年「国際人権規約」が国連総会で採択され、日本は昭和54(1979)年批准

(A 規約 社会権規約 人権に関する多国間条約である経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、B 規約 自由権規約 市民的及び政治的権利に関する国際規約)

上記の各種の宣言などによって、文化の違いを越えて、人権の擁護と確立を求める動きが国際的に広がってきました。

また、人権教育のための決議や計画の策定が以下のとおり図られています。

- ・平成6(1994)年「人権教育のための国連10年」の国連決議
- ・平成16(2004)年「人権教育のための世界計画」の国連決議による継承

第一段階(平成17(2005)年～5年間): 初等・中等学校制度における人権教育の推進

第二段階(平成22(2010)年～5年間): 高等教育のための人権教育と教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権教育の推進

第三段階(平成27(2015)年～5年間): メディア専門家、ジャーナリストへの人権教育の推進期間中

(2) 国の取り組み

- 平成9(1997)年7月「人権教育のための国連10年」の決議をふまえ、「人権教育に関する国内行動計画」を策定
- 平成12(2000)年12月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定
- 平成14(2002)年3月「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定。

○主な人権関係法の整備や改正

- 平成12(2000)年11月「児童虐待の防止等に関する法律」が制定
- 平成13(2001)年9月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定
- 平成17(2005)年10月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定
- 平成25(2013)年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定
- 平成28(2016)年6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消推進法)の制定
- 同12月「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定

(3) 県の取り組み

- 平成9(1997)年3月「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」を公布
- 平成13(2001)年3月「人権教育推進プラン(学校教育編)」を策定
- 平成14(2002)年3月「人権教育推進プラン(社会教育編)」を策定
- 平成16(2004)年3月「奈良県人権施策に関する基本計画」を策定
- 平成20(2008)年2月「人権教育の推進についての基本方針」を策定
- 平成31(2019)年3月「奈良県人権施策に関する基本計画」改定予定

(4) 生駒市の取り組み

- 平成6(1994)年12月「生駒市人権擁護に関する条例」を策定
- 平成13(2001)年8月「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画を策定
- 平成17(2005)年12月「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定
- 平成31(2019)年3月「生駒市人権施策に関する基本計画(第2次)」策定予定

2 基本計画策定の趣旨

生駒市人権施策に関する基本計画策定にあたり、基本的人権の尊重、近年の人権をめぐる動向、現状及び課題を踏まえます。

(1) 基本的人権の尊重

日本国憲法では、誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための、すべての人に平等な権利を保障しています。

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利です。

(2) 現状及び課題

国の内外を問わず、社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行等により、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題、外国人への偏見や差別などが社会問題化しています。

人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など多岐にわたり、生駒市においても現実に発生しています。

近年では、スマートフォンなどの普及により、情報発信が迅速に行えるようになった一方で、SNS等を利用した誹謗中傷や性的少数者などの、新たな人権問題も生じています。

(3) 方針

人権問題は、人権意識が市民の中に定着していないことから発生するものであり、人権教育及び人権啓発の推進が必要です。

急激に変化する社会的背景や国・県の動向や、生駒市総合計画等の上位計画、「地域共生社会」の考え方を踏まえ、人権教育及び人権啓発を、地域でのあらゆる機会を通じて、総合的かつ効果的に行うため、「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定します。

3 基本計画の性格

生駒市人権施策に関する基本計画策定にあたり、6つの性格を踏まえます。

- ① 「生駒市人権擁護に関する条例」を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策の方向性を示し、個別の人権施策の方向性を明らかにし、様々な施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- ② 国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「奈良県人権施策に関する基本計画（見直中）」の趣旨を生駒市の人権施策に反映させます。
- ③ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第5条に対応する計画と位置付けます。
- ④ 本市の上位計画である「生駒市総合計画（見直中）」との整合性を図ります。
- ⑤ 本計画の期間は、平成 31（2019）年度から平成 40（2028）年度までの 10 年間とします。（社会経済情勢により必要に応じて見直しを行います。）
- ⑥ 人権啓発、人権教育、人材育成及び各人権施策分野ごとに成果目標を設定します。

4 計画の基本理念

生駒市人権施策に関する基本計画では、旧計画の基本的な考え方を踏襲し、「地域共生社会」の考え方をふまえ、誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合う人権尊重のまちをめざします。

[基本理念]

**多様性を認め合い、つながり、
個人が尊重される共生社会の実現**



生駒市人権施策に関する基本計画（旧計画）では、女性、男性、子ども、高齢者、障がいのある人、障がいのない人、日本人、外国人など誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合うこと、人権が市民の一人ひとりの思考や行動の価値基準として根差すことをめざしてきました。

本計画では、現行計画の基本的な考え方は踏襲しながら、以下の3つの視点を踏まえて、人権尊重のまちづくりをめざします。

- ① 毎月11日の「人権を確かめあう日」の設定や、人権教育講座・研修会の実施等の人権教育・啓発の推進、人権相談の充実、ボランティア活動に対する支援を実施しており、新たな人権問題にも対応し、今後も市民一人ひとりが人権意識の高揚をめざします。
- ② 効果的な人権教育・啓発の実施、人権侵害の潜在化に対する状況把握、迅速な対応ができる体制の整備を行います。
- ③ 「地域共生社会」の考え方を踏まえ、市民が日ごろの生活の中で地域の問題に関心を持ち、支え合い、理解し合いお互いを尊重し合うまちの実現に向け、人権意識の高揚を促進します。

5 計画の体系

計画の基本理念をふまえ、以下の3つの人権施策の推進方向のもと、分野別人権施策の推進を図ります。

基本理念

多様性を認め合い、
つながり、個人が尊重される
豊かな人権文化の創造
共生社会の実現

(1) 人権施策の推進方向

- 人権教育・啓発の推進（学校教育、社会教育）
：家庭教育、地域での交流促進（高齢者、障がいのある人、子ども、外国人など）
事業所に対する啓発（パワハラ、マタハラなど）
- 相談・支援の充実
：相談体制の充実（総合相談体制、人材の育成・確保）
- ボランティア活動への支援



(2) 分野別人権施策の推進

- 女性
- 子ども
- 高齢者
- 障がい者
- 同和問題
- 在日外国人
- 犯罪被害者とその家族
- インターネット等による人権侵害
- LGBTなどの性的少数者
- さまざまな人権問題

6 取組みの目標

1 人権教育・啓発の推進

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
人権教育地区別懇談会の延開催回数(回)	11 (平成29年度)	83 (平成35年度)	人権施策課
講演会等に参加した延参加者数(人)	2,194 (平成29年度)	10,000 (平成35年度)	人権施策課
人権教育講座「山びこ」の延参加者数(人)	862 (平成29年度)	2,000 (平成40年度)	人権施策課
自分が人権侵害を受けた割合(%)	14.3 (平成30年度)	7.2 (平成40年度)	人権施策課

2 相談・支援の充実

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
人権関係の相談延件数(件)	651 (平成29年度)	7,000 (平成40年度)	高齢施策課・こどもサポートセンター・障がい福祉課・教育指導課・人権施策課・男女共同参画プラザ
子ども・若者総合相談窓口(コースネットいこま)相談者数(人)	83 (平成29年度)	85 (平成35年度)	生涯学習課
人権侵害を受けた場合の市担当者や人権擁護委員に相談した割合(%)	3.6 (平成30年度)	7.2 (平成30年度)	人権施策課

3 ボランティア活動への支援

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
日本語学習支援ボランティア養成講座延べ受講者数(人)	27 (平成29年度)	200 (平成35年度)	人権施策課
国際化ボランティアの延登録者数(人)	35 (平成29年度)	100 (平成40年度)	人権施策課

【施策の取組目標】

(1) 女性

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
男女共同参画啓発講座等の延開催数(件)	64 (平成29年度)	200 (平成36年度)	男女共同参画プラザ
市の附属機関等の女性委員の割合(%)	31.0 (平成29年度)	40.0 (平成36年度)	男女共同参画プラザ
男女ともに、働きながら家事・子育て・介護などを両立できる環境の整備ができていない割合(%)	59.8 (平成30年度)	30.0 (平成40年度)	人権施策課

(2) 子ども

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)相談者数(人)	83 (平成29年度)	85 (平成35年度)	生涯学習課
子ども同士のいじめの割合(%)	51.8 (平成30年度)	26.0 (平成40年度)	人権施策課

(3) 高齢者

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
認知症サポーター延養成数(人)	7,443 (平成29年度)	11,898 (平成35年度)	地域包括ケア推進課
家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない割合(%)	44.1 (平成30年度)	22.0 (平成40年度)	人権施策課

(4) 障がい者

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
あいサポーター養成人数(人)	1,042 (平成29年度)	1,600 (平成35年度)	障がい福祉課
国・県等の指針に基づくアクセスビリティ対応のホームページの運営	JISX8341-3:2010の等級AAに一部準拠 (平成29年度)	JIS X 8341-3:2010の等級AAに準拠 (平成32年)	広報広聴課
相談支援実施件数(件)	17,328 (平成29年度)	17,900 (平成35年度)	障がい福祉課
障がいのある人に対する人々の理解が十分でない割合(%)	59.2 (平成29年度)	30.0 (平成29年度)	人権施策課

(5) 同和問題

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
差別的な言動やうわさ話の割合(%)	26.0 (平成30年度)	14.0 (平成40年度)	人権施策課
地域交流事業等への延参加者数(人)	1,344 (平成29年度)	15,600 (平成40年度)	人権文化センター

(6) 在日外国人

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
日本語学習支援ボランティア養成講座延べ受講者数(人)	27 (平成29年度)	200 (平成35年度)	人権施策課
日本語教室の延学習者数(人)	1,203 (平成29年度)	9,000 (平成35年度)	人権施策課
国際化ボランティアの延登録者数(人)	35 (平成29年度)	100 (平成40年度)	人権施策課
外国の生活習慣や文化等の違いへの理解不足により、地域社会の受け入れが十分でないこと(%)	33.6 (平成30年度)	16.8 (平成40年度)	人権施策課

(7) 犯罪被害者とその家族

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
マスコミ等の取材で平穏な私生活が保てなくなること(%)	53.3 (平成30年度)	26.6 (平成40年度)	人権施策課

(8) インターネット等による人権侵害

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
情報発信者が特定されないため、無責任な発言を行うこと(%)	44.1 (平成30年度)	22.1 (平成40年度)	人権施策課

(9) LGBTなどの性的少数者

指標項目	現状値	目標値（目標年度）	担当課
職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること（％）	32.0 （平成30年度）	16.0 （平成40年度）	人権施策課
差別的な言動をされること（％）	32.0 （平成30年度）	16.0 （平成40年度）	人権施策課



人権施策の推進方向

1 人権教育・啓発の推進

現状と課題

人権の意識を身につけていくためには、学校において、児童、生徒の発達段階に応じて、社会性や豊かな人間性を育む教育が実施されることが必要です。また、社会教育においては、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージにおけるあらゆる機会に、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。

平成30年に実施した生駒市人権に関する市民意識調査結果によると、「人権」ということについて「非常に身近に感じる」と「身近に感じる」をあわせた“身近に感じる”の割合が38.8%と前回調査に比べ、8.3ポイント増加しており、人権に関する意識が高くなっています。

一方で、最近1年間で人権問題の講演会や研修会に参加したことがない人の割合が42.0%と前々回調査に比べ、12.6ポイント減少しており、市民の人権問題に対する関心度が、理解への積極的な行動につながっていますが、今後も効果的な啓発活動を継続することが必要です。

人権に関する市民意識調査によると、人権が尊重される社会を実現するために重要な取組について「保育所・幼稚園・学校での人権教育を充実する」の割合が46.8%と最も高く、次いで「幼児期から思いやりの心をはぐくむなど、家庭における教育を充実する」の割合が44.8%となっており、人権教育においては、幼いころから園や学校、家庭での教育への期待が高くなっています。また、人権学習を深めるための重要な支援について「学校等教育の場で当事者の話を聞いたり交流を深める」の割合が54.1%と最も高く、次いで「学習講座や場の提供を充実する」の割合が24.6%、「身近な地域で話が聞けるように出前講座を開催する」の割合が23.3%となっており、当事者との交流や学習の場を求める市民が多くなっています。

市では、人権教育図書の配布、伝え合う力の育成事業などで児童・生徒への人権教育を進めるとともに、市民を対象とした人権講演会や研修会等の開催、地区懇談会を通じて、幅広く人権学習の機会を設けています。

今後も、幼いころから人権教育や様々な立場の人々との交流等の機会を通じて人権尊重意識を高めていくことが必要です。

また、市民一人ひとりが、人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念が日常生活の中にいきづく、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発を効果的にやっていくことが重要です。

方向性

1 人権教育・啓発の推進

市民が生涯を通じ、家庭・地域社会、学校、職場その他のさまざまな場において、人権尊重の精神に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習の場を保障しその充実に努めます。

また、人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の精神についての理解が深まっていくことから、これら2つの視点からの取り組みを視野において総合的な推進に努めます。

(1) 人権教育の推進

生涯学習の視点に立って、それぞれのライフステージに応じ、学校教育と社会教育との相互連携を図り推進します。

① 学校教育

日本国憲法、教育基本法、国際人権規約及び児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、さらに2005年から段階を追って実施されている「人権教育のための世界プログラム」の進展も視野に入れ、すべての教育活動を通して子どもの発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育を推進します。

また、「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画の理念を踏まえ、2001（平成13）年に奈良県教育委員会が策定した「人権教育推進プラン」の基本的視点に沿って、具体的な取り組みを進めます。

今日、子どもを取り巻く社会状況は大きく変化し、子どもの問題行動の一因として社会性の欠如や自立の遅れを指摘する意見が提起される一方、いじめ、家庭における児童虐待など、子どもの人権を侵害する事象も発生しています。また、不登校や高校中途退学者の問題など、教育保障の観点から取り組まなければならない課題も存在しています。

こうした状況から、学校教育においては、これまでの人権教育の成果を生かしながら、一人ひとりの子どもが人権の意義や内容、重要性について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、日常生活のさまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動として現れるようにしていくことが求められています。

そのためには、学校教育活動全体のなかで自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを子ども自身が感じ取ることができるようにしなければなりません。

また、家庭・地域・社会のあらゆる場においても、人権が尊重される必要があることを子どもたちが認識することや国際化が進む今日、多様な国籍・民族と文化を持った人々の人権を大切にすることを培うことも一層必要となってきます。

ア 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育は、他人と協調し、思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むことが重要であり、学校教育におけるすべての教育活動を通して推進されなければなりません。

そのため、子どもたちが安心して楽しく学ぶことができる環境づくりに努め、人権についての学習を充実させるとともに、各教科等においても人権を尊重する人間の育成に向けた取り組みを積極的に進めます。また、子どもたちが自他の人権についての理解を深め、主体的に考え論議し、行動につなぐことができるよう生活の場をテーマとした参加や体験を重視した学習を取り入れるなど、指導方法の改善・充実に努めます。

また、不登校の子どもへの積極的な支援を行うため、スクールカウンセラーの活用や教育相談、適応指導教室等の充実に努めます。

さらには、人権教育の視点に立った適切な情報社会に参画する態度等の育成に努めます。

イ 学びの習慣化と基礎学力の充実

「教育を受けること自体が人権」という認識のもと、学習権の保障につながる基礎学力を充実し、すべての子どもたちに学ぶ楽しさと意義を感得させ、意欲を喚起し、学ぶ習慣を身につけさせるとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導に努めます。

ウ 実践的研究の推進と学習資料の充実

学校・園で、地域や子どもたちの実態に即した取り組みが進められるよう推進体制や実践的研究等について情報収集や調査研究を行い、人権教育指導資料の充実に努めます。

エ 指導体制の充実

学校・園で人権教育に取り組む際には、人権に関わる概念や人権教育がめざすものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解し、組織的・計画的に進めることが肝要です。また、人権教育を豊かに展開するためには、すべての教職員が確かな人権意識・感覚をもち、それぞれの力量を生かしながら積極的に取り組むことが必要です。その指導体制充実のため、教職員の資質向上を図るための研修を行うなど、充実を図ります。

オ 学校・家庭・地域が一体となった人権教育の推進

人権尊重の精神や態度は、幼いころの家庭教育に始まり、保育園・幼稚園・こども園、さらには小学校から中学校にかけての教育、地域社会とのかかわりのなかで養われます。そのため、より社会性や豊かな人間性を育むために、保・幼・小・中学校間における校種間連携を一層充実し、交流活動を活性化させます。

地域に開かれた学校・園づくりを充実発展させるための「学校創造推進事業」によって地域との連携を深め、子どもたちがさまざまな人たちから見守られ共に活動していく機会を増やしていくよう努めます。

さらに、地域でのボランティア活動や職業体験活動、自然体験・芸術文化体験・高齢者や障がい者等との積極的な交流等、多様な体験活動の機会の充実を図り、子どもたちが、

主体的・意欲的に人権について学習し、行動する力を身につけることができるよう、これまで以上に地域の関係団体や関係機関との連携を密にし、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の推進に努めます。

また、家庭や地域社会と連携した子育て支援を展開し、保育園・幼稚園・こども園が地域の子育て支援活動や幼児教育のセンターとしての役割が果たせるよう、その機能の充実に努めます。

② 社会教育

すべての人々の人権が真に尊重され、だれもが自己実現を図り、夢をもって生き生きと生活できる人権尊重のまちづくりをめざします。

家庭・学校・地域は、人と人との出会いを通しより良い生き方を学ぶ大切な教育の場であるとともに、学んだことを実践する場でもあります。

本市においては、これまでの同和教育・啓発活動により、一人ひとりの人権意識を高め、人権を大切にする社会づくりへとつなげ一定の成果をみてきました。

しかし、依然として部落差別をはじめさまざまな人権問題が存在し、近年の社会の変化のなかで新たな人権の課題も発生しています。

一人ひとりの人権が尊重され、市民が安心して楽しく暮らし、互いに支え合うことのできる豊かな人間関係が存在する地域コミュニティの創造のためには、他の人の立場に立って考えられる想像力や共感的に理解する力、考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し合い分かり合うためのコミュニケーション能力を培うことの重要性を一人ひとりの市民が自覚し実践していくことが大切です。

また、今日、社会がグローバル化するなかで、多様な文化をもった人々との共生や一人ひとりの個性や違いを認め尊重する主体的な取り組みが求められています。

未来の担い手としての子どもたちに関する取り組みについては、家庭教育の充実にめざしたこれまでのさまざまな取り組みにより市民の関心も徐々に高まってきましたが、まだ十分とは言えない状況にあります。また、核家族化や少子化等、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家族のふれ合いが希薄になっていると言われていています。そのなかで、児童虐待をはじめ子どもの人権を取り巻く状況には依然として厳しいものがあり、生命の尊さを大切にする心や人権を尊重する主体的な力を育てていくことが重要な課題になっています。そのため、家庭・学校・地域がより連携を図りながら、子育て支援を展開する必要があります。

また、地域の実情を踏まえた人権教育を推進するため、地域社会におけるさまざまな機会を活用し、地域の生活課題と人権問題を効果的に結びつけながら、体系的・計画的に多様な手法を整えて学習を進める必要があります。そのためには、人権文化センターや生涯学習施設等を拠点として、行政はもとより社会教育関係団体やNPO等との広範な人権教育推進のネットワーク化を進めることも必要です。

ア 家庭教育の充実

人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実のため、家庭教育支援を教育行政の重点課題の一つとして施策の深化を図ります。また、子育ての支援については、講座などを開催するとともに、保育園・幼稚園や生涯

学習施設等が地域社会の子育てを支援する場として、親子の共同体験・親同士の交流や情報交換・なかまづくりを推進し、その役割が果たせるよう機能の充実に努めます。

イ 人権教育推進のための指導者の育成

身近な人権侵害に気づき、その解決に向けて学習者・住民とともに歩むことができるリーダーの確保と養成のために人権教育講座「山びこ」を実施していますが、市内外の各関係機関・団体等が実施する講座や研修会とも連携しながら事業の充実に努めます。

ウ 主体的で多様な学習機会の提供

市民の「人権について学びたい」というニーズに応えるため、身近なところで学習できる場や機会を設ける必要があります。そのため、自治会館や人権文化センター、生涯学習施設等の施設においてさまざまな学習を展開するとともに、学習機会の情報や視聴覚教材貸出情報、効果的な学習方法、指導者の紹介などについての情報提供を行い、市民が主体的に学べるように努めます。

また、自治会選出の人権推進委員対象の研修会、地区別懇談会、いこま寿大学をはじめとした事業等の機会を通じ、多様な人権教育学習を実施するとともに、「じんけんひろば」等の事業を展開し、広く市民が人権について学び、参加できる機会の保障に努めます。

エ 効果的な教材の開発と活用

対象者の年齢や意識等に配慮し、市民に親しみやすいテーマを取り上げ、分かりやすい表現を用いたりするなど、効果的な教材の開発と整備に努めます。

また、具体的な人権学習の内容の充実を図り、日常生活での実体験や地域活動・市内各種団体の活動成果等を題材に、地域の生活課題を踏まえた学習プログラムを設定し、「人権パンフレット」等の生駒市独自の教材の創造と活用に努めます。

また、ロールプレイやシミュレーション等の参加体験型学習を、より積極的にとり入れるとともに、現地学習をはじめ、絵画・音楽・演劇・映画等の芸術面や、環境・ボランティア・新聞やメディア等の多様な視点から人権を学ぶ手法を創造し、県や他市町村、関係機関・団体等が作成・開発した教材との有効な活用を図ります。

オ 地域が一体となった人権教育の推進

人権教育の視点に立った、人と人、人と集団、集団と集団のさまざまな出会いと交流の場を設け、豊かな人間関係の構築に努めます。

また、生駒市人権教育推進協議会等の研究団体、市内に組織されている人権教育に関わる関係機関・団体やNPO等の民間団体との連携により、地域ぐるみで人権教育を推進することができるよう、その支援に努めます。さらに、県や他市町村、民間の社会教育施設、生涯学習施設、社会福祉施設等との連携を進め、地域が一体となった人権教育を推進する機能が充実されるよう努めます。

(2) 人権啓発の推進

①市民への人権啓発

市民一人ひとりが、人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに自分の身近な問題として捉え直し、多様な価値観や考え方を受け止め、考え話し合っ問題解決する技能を培い、これを日常の態度として身に付けることができるよう、多様な学習機会の提供や効果的な手法などによる啓発活動を推進します。

本市ではこれまで、同和問題をはじめさまざまな人権問題に関して、広報紙や冊子、情報誌、ポスター、HP等を使った啓発のほか、「人権を確かめあう日」や「差別をなくす強調月間」、「人権週間」等の機会を捉え、講演会、研修会、子ども映画会、街頭啓発、パネル展などの啓発活動を実施してきました。

さまざまな啓発活動によって市民の人権尊重の意識は一定高まってきていますが、その反面、「人権とはむずかしいもの、自分とは関係のない差別されている人々の問題」という意識をもっている人も少なくありません。2018（平成30）年に実施した「人権に関する市民意識調査」でも「人権問題の理解を深めるための読書や学習の意向」について「その気持ちはない」という回答が26. %もあり、そのうちの84. 4%は、「特に関心があるわけではないので」と答えています。

このことを踏まえ、今後の人権啓発にあたっては、身近な課題を取り上げるなど、人権問題への市民の興味や関心を喚起し、一人ひとりが自分の問題として受けとめて、人権課題の解決に向けた実際の行動に結び付くものとなるよう効果的な手法で行なわなければなりません。

さらには、人権の尊重が自分の幸福や自己実現と深くかかわる課題として日常生活に根付いたものとなるよう、これまでの啓発内容を充実しつつ継続的に実施するとともに、マンネリ化を招かないよう啓発の内容やその手法に工夫を加えるなど、効果的な啓発活動を実施する必要があります。

ア 学習機会の提供

現代の人権課題は、同和問題、女性や子ども、高齢者、障がい者、在日外国人、インターネット、犯罪被害者の人権、LGBTなどの性的少数者のほか非正規雇用などの雇用形態の問題、ワーキング・プアの問題、生活保護に関する問題、刑を終えて出所した人とその家族に関する問題、北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災や福島第1原子力発電所事故に関する人権問題、HIV感染者やハンセン病患者・元患者の人権、労働者の人権、個人情報保護など多岐にわたっており、市民の希望する学習内容はさまざまです。

これらの学習ニーズに応え、市民自らが自発的に参加できるようさまざまな学習機会の提供に努めるとともに、音楽や演劇、映画等を活用するなど、画一的な内容や方法にとらわれることなく啓発活動を進めていきます。

また、人権啓発活動は地域社会、学校、職場などで多くの人々や関係機関・団体によっても取り組まれてきました。今後も学校・園、家庭、地域社会において市民の自発的な人権学習が行われるよう学校教育施設、図書館や生涯学習施設、また自治会館などの公共施設と連携を図り、住民にとって身近な地域で気軽に学習に取り組むことができる

ための学習の機会を広めます。

イ 多様な啓発媒体の活用と啓発機会の拡大

より多くの市民に人権に関する情報を提供し、人権尊重の重要性を伝えるためには多様な啓発媒体の活用と啓発機会の拡大を図ることが必要です。

現在の啓発媒体としては、広報いこまをはじめ、インターネットのホームページやツイッター、ポスター、リーフレット等があり、これらを利用した効果的な啓発に努めるとともに、KCN（近鉄ケーブルネットワーク）や奈良テレビ放送等のメディアを積極的に活用していきます。なお、インターネットについては、高齢者や障がい者、また在日外国人も含め、だれもが分かりやすく使いやすいホームページをめざし、Webアクセシビリティ（情報がきちんと伝わり、機能やサービスが利用できること）の向上に努めます。

また、「人権を確かめあう日」や「差別をなくす強調月間」、「人権週間」のほか、学校行事や市の各種イベントなど多くの啓発機会を捉え、幅広く情報提供と啓発活動を進めます。

ウ 関係機関・団体等との連携

人権啓発を進めるにあたっては、法務局や県、他市町村との連携が大切であり、協力体制を一層充実することが必要です。また、人権擁護委員や生駒市人権教育推進協議会、NPO、ボランティアなどの民間団体、事業所とも連携し人権啓発に必要な情報交換を行うとともに、啓発活動の強化を図ります。

② 事業所への人権啓発

事業所が社会的責任を自覚し、就職の機会均等を保障した公正な採用と社会の構成員として人権に配慮した対応が図られるよう一層啓発に努めます。

事業所は、地域社会の文化や生活に大きな影響力をもっており、さまざまな社会的貢献とともに自らの事業所活動に対して人権上の配慮を行う社会的責任が求められています。また、事業所で働く人々も地域社会の一員であることから、事業所とそこに働く人々は差別のない職場づくりと人権を大切にしたい住みよい社会づくりに努め、地域社会と共存共栄することを大切にしなければなりません。

本市では、事業所における人権問題について正しい理解と認識を深めるため、生駒市人権教育推進協議会が設置され、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決をめざし、事業所内啓発や就職の機会均等を図るための研修や研修教材の提供などの取り組みが行われています。

「人権問題に関する市民意識調査」では、最近1年間における人権問題の講演会や研修会に参加したものは、「職場での研修会」が25.1%と最大値となっています。

職場内ではさまざまな人権に関わる問題を抱えており、さらなる事業所内の人権啓発・教育の取り組みと支援が求められています。

ア 事業所及び事業主等への啓発

すべての人々の就職の機会均等が確保されるよう事業所に対して啓発を行います。

特に、差別や人権侵害等の解決を図り、就職の機会均等、雇用の安定を進めるためには、従業員の採用・選考に最も影響力をもつ事業主等が人権問題について正しく認識、理解することが極めて重要であることから、事業主等への啓発にも努めます。

イ 事業所内人権研修への支援

さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、事業所内研修推進の支援に努めます。さらに、研修を実施しやすいように内容や方法についての情報提供や講師の紹介、教材としての啓発パンフレット・リーフレットの配布、啓発用ビデオの貸し出しなどの支援に努めます。

ウ 関係機関団体との連携

生駒市人権教育推進協議会、生駒商工会議所等の関係機関団体と連携を図り、事業所内における人権研修の取り組みを促すとともに、講演会への参加やポスター等による広報、差別事象防止対策への参画等、市の啓発事業への協力を要請します。

(3) 市職員等に対する研修

市職員及び外郭団体職員等に対して、人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権啓発に取り組むための知識と技量を習得するための研修を積極的に推進します。

市職員は公務員としての責務と使命を自覚し、それぞれの分野において人権尊重の精神に立った行政施策の推進を図ることが必要です。

このことから本市においては、臨時職員を含めたすべての職員に人権問題研修を実施するとともに、リーダー養成として人権教育講座「山びこ」への参加等を通して人権問題学習を進めています。

今後も、それぞれの職務に応じたきめの細かい人権感覚で行政を推進するため、より一層研修内容や方法に工夫を加え、人権研修の充実を図ることが必要です。

さらに、外郭団体や市政の推進にかかわりの深い市民や団体の職員等についても、職員と同様に人権意識の高揚を図っていく必要があります。

ア 市職員に対する研修

職員一人ひとりが、人権問題を自らの課題として捉え行動するとともに、日常の業務や行政施策を通じて人権尊重の取り組みにあたるよう研修の充実を図ります。

イ 市政の推進にかかわりの深い市民や団体等に対する研修

福祉関係者をはじめ市政の推進にかかわりの深い市民や団体等に対し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての研修を積極的に実施するよう促します。

ウ 教職員・保育士等に対する研修

教職員・保育士等が、人権に対する感性を磨き人権教育を推進するため、教職員・保育士等の研修を奨励するとともに系統的な研修の実施に努めます。

【主な施策】

事業名	内容	担当課
規範意識醸成のための啓発用チラシ	いじめ問題解決を含む啓発用チラシを、小学校1年生と中学1年生に配布している。	教育指導課
人権教育図書配布	学校の実態に応じ、学活・道徳科において使用する。	教育総務課
伝え合う力の育成事業	学校図書館司書が、司書教諭及び担任等の支援を行い、学校図書館の活性化と児童生徒の読書活動を推進している。	教育指導課
人権教育講座「山びこ」	学校・地域・家庭など、日常生活のあらゆる場で人権教育に対する関心を高め、住みよい社会の実現に向け、人権教育を推進する力を付け、よきリーダーとなつていただく指導者の育成をめざします。	人権施策課
人権教育地区別懇談会	北地区、西・中地区、東・南地区に分け、自治会の協力を得て懇談会を開催している。	人権施策課
職員人権問題研修	人権教育講座「山びこ」を市の人権問題研修と位置づけ、毎年職員10～15名程度が参加。	人事課

【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
人権教育地区別懇談会の開催延自治会数(回)	11 (平成29年度)	83 (平成35年度)	人権施策課
講演会等に参加した延参加者数(人)	2,194 (平成29年度)	10,000 (平成35年度)	人権施策課
人権教育講座「山びこ」の延参加者数(人)	862 (平成29年度)	2,000 (平成40年度)	人権施策課
自分が人権侵害を受けた割合(%)	14.3 (平成30年度)	7.2 (平成40年度)	人権施策課

2 相談・支援の充実

現状と課題

人権相談及び被害者の支援については、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、在日外国人など個別の人権課題ごとに国や県、市自治体等に相談窓口が設けられ、必要に応じて支援策が講じられていますが、相談内容の多様化・複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

人権に関する市民意識調査によると、「ここ5年ぐらいの間に、自分の人権が侵害されたと思う」の割合が14.3%となっており、その内容は「働いている場で雇用主や上司などから不当な待遇を受けた」の割合が39.8%と最も高く、「うわさをたてられたり、悪口、かげ口をいわれたりした」の割合が30.9%、「責任や義務のないことをやらされた」の割合が12.6%となっています。そのときの対処法は「だまっただけで我慢した（特になにもしなかった）」の割合が49.7%と最も高くなっており、一人で悩みを抱え込んでいる状況もうかがえます。

現在、本市では人権に関わる各種相談窓口を設けており、女性や子どもに関する相談をはじめ、高齢者や障がい者の権利擁護に関する相談、国際化に伴う外国人に対する相談、子ども・若者の不登校、ニート、ひきこもりや就労に関する相談など専門的な相談窓口の充実に努めています。

また、多様化する人権相談について市の人権に関する相談窓口の担当課が連携・協力し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談・支援を行うことができるよう連絡調整会議を設置しています。

今後、さまざまな機会や広報媒体を活用して、相談窓口や相談活動の周知を図ることが必要です。また、社会情勢の変化に伴い、相談内容はさまざまな要因が絡みあって複雑になるとともに、新たな人権問題が生じており、今後は総合的な相談・支援が重要となります。

さらに、個々の相談窓口では対応が困難な場合などは適切な専門的な相談機関へ円滑につなげられるよう、各種相談機関との連携強化が必要であるとともに、相談窓口の専門性、信頼性の向上を図るため、相談員の研修等を充実し、資質の向上を図ることが必要です。

方向性

- 相談窓口の整備と情報提供

だれもがいつでも気軽に安心して利用できるよう、面談、郵送、電話、ファックス、メール等、さまざまな形態による対応の整備に努めます。

また、さまざまな広報媒体を活用して、より一層積極的に相談窓口及びその活動内容等の広報に努めます。

- 相談窓口の連携

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、相談窓口相互の連携を図るとともに相談マニュアルの整備に努めます。

また、各相談機関で相談活動を通して把握した課題等を集約し、今後の相談業務や人権意識確立に向けた啓発活動への活用に努めます。

- 相談員等の資質の向上

人権問題等に対する的確に対応できるよう関係職員や相談員等に対する研修の実施や、各種研修会への参加の促進など、資質の向上に努めます。

- 関係機関との連携

相談内容に応じた的確な相談・支援を行うため、全庁的な連携はもちろんのこと、国、県及び関係機関との連携に努めます。特に、人権侵犯事件に関する救済等を所掌する法務局や最近深刻な問題となっているドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待の被害に關しては県女性センター、こども家庭相談センターとの連携のもと迅速・的確な対応に努めます。

【主な施策】

事業名	内容	担当課
人権擁護委員との連携（人権相談等）	人権擁護委員と連携し、人権相談及び人権啓発活動により人権意識の高揚を図る。	人権施策課
人権関係の相談窓口連携	人権相談窓口の効率的な運用のため、市民相談窓口連絡調整会議参加の各相談窓口を統一して表示し各相談窓口の連携強化を図る。	人権施策課
家庭児童相談事業	児童の性格、生活習慣、学校生活家庭関係、心身障害、虐待、非行など児童に関するあらゆる相談。	こどもサポートセンター
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子同士の交流、子育てに関する情報の提供や相談などの子育て家庭の支援を行う。	子育て支援総合センター
教育相談	市内小・中学校に在学する児童生徒の発達障害を早期に発見し、適切な就学や発達支援を行うための教育相談。	教育指導課

子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)	不登校、ニート、ひきこもり等様々な悩みを抱える子ども・若者やその保護者を対象にした相談窓口で、「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」と連携し、自立、就業、復学等の支援を行い、社会復帰への一歩を踏み出すサポートを行なっている。	生涯学習課
人権文化センター各種相談事業等	市民の日頃の生活に潤いを与えるとともに、現代社会に適應できる基本的な技量の習得と文化的改善を図る。	人権文化センター
市民相談窓口連絡調整会議の開催	近年多様化する人権相談について市の人権に関する相談窓口の担当課が連携・協力し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談・支援を行うことができるよう連絡調整会議を設置。	人権施策課
京阪奈北近隣6市の広域連携事業	DV被害者支援のため、生駒・交野・寝屋川・枚方・八幡・京田辺の6市で相談業務の広域連携を図る。	男女共同参画プラザ
DV被害者緊急保護委託事業	DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害者を緊急保護する。	男女共同参画プラザ
権利擁護支援センター	知的障がい、精神障がいや認知症等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないよう、成年後見制度等の制度及び事業を的確に利用できるよう相談等に応じる。	障がい福祉課

【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
人権関係の相談延件数(件)	651 (平成29年度)	7,000 (平成40年度)	高齢施策課・こどもサポートセンター・障がい福祉課・教育指導課・人権施策課・男女共同参画プラザ
子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)相談者数(人)	83 (平成29年度)	85 (平成35年度)	生涯学習課
人権侵害を受けた場合の市担当者や人権擁護委員に相談した割合(%)	3.6 (平成30年度)	7.2 (平成30年度)	人権施策課

3 ボランティア活動への支援

現状と課題

ボランティア活動は、社会福祉活動の分野のみならず保健・医療、教育、文化、スポーツ、地域振興、環境保全、国際交流・協力、人権擁護等さまざまな分野にわたり、子どもから高齢者までの幅広い世代の人々が参加するようになってきています。

これらの活動の多くは、現代社会のかかえる諸問題に対して自発的に行われており、人権の尊重と大きなかかわりをもっています。

人権に関する市民意識調査によると、人権問題で関心があるものは、「子どもに関する問題」の割合が56.4%と最も高く、「高齢者に関する問題」の割合が55.1%、「インターネットを悪用した人権侵害に関する問題」の割合が54.7%、「女性に関する問題」の割合が47.9%、「プライバシー保護に関する問題」の割合が47.1%となっています。

今までに参加した人権問題の講演会や研修会としては「参加したことはない」の割合が56.2%と最も高く、「学校やPTAがおこなったもの」の割合が21.9%、「職場での研修会」の割合が18.6%となっています。

また、この1年間に参加した人権問題の講演会や研修会としては「職場での研修会」の割合が25.1%、「学校やPTAがおこなったもの」の割合が14.1%と前回調査に比べ、割合が高くなっており、人権問題に対する市民の関心の高まりがうかがえます。

本市では、人権に係わるさまざまなボランティアが活動しており、子どもや高齢者、在日外国人、障がい者などの生活支援、人権擁護等に関わる活動の推進に努めています。

今後、人権施策の推進にあたっては、行政だけではなく、市民や事業所、団体、マスメディア、NPO、ボランティア等における自主的、主体的な活動が不可欠であり、これらの活動との連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めることが必要です。

方向性

- ・市民や事業所、団体、マスメディア、NPO、ボランティア等における自主的、主体的な活動が不可欠であることから、これらの活動との連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に向けた啓発活動に努めます。

【主な施策】

事業名	内容	担当課
図書館声のボランティア養成講座	文字から情報を得ることが困難な人のために、録音資料の作成、対面音訳（福祉センターと協働）、読書の楽しみを分かち合う「耳で楽しむ本の会」などを行うボランティアを養成するための実践型の講座	図書館
生駒市国際化ボランティア事業	市民と外国人が交流を深め、理解し合うことで、「多文化共生」社会づくりを推進する。	人権施策課
職員と市内ボランティア団体による窓口対応等サポート	日本語が不自由な外国人の方に対し、市役所窓口等において、通訳補助的なサポートを行う。	人権施策課
地域ボランティア講座の実施	だれもが安心して住み慣れた地域で暮らせるように、見守り、支え合える地域となるよう、市民への啓発、地域のボランティアの育成、小地域を対象とした活動グループへの支援等を行っている。	地域包括ケア推進課
子育て支援ボランティア講座	子育てのリーダー的存在となる人材を養成するための講座を開催し、子育て支援総合センターにおける事業への参画や、地域における子育て支援の核となる人づくりをめざします。	子育て支援総合センター
スクールボランティア事業	子どもたちがよりよい学習環境の中で、安心して校園生活が送れるよう、地域の方々にスクールボランティアとして登録していただき、校園活動に参加してもらう事業	教育総務課
日本語学習支援ボランティア養成講座	生駒市日本語教室で活動する日本語学習支援ボランティアの資質向上のための研修会	人権施策課
ボランティアに関する各種講座の開催	団体活動を持続させるサポートとして組織活力の向上を図ったり、新たなボランティア人材を発掘するための講座を開催する。	市民活動推進センターららポート

【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
日本語学習支援ボランティア養成講座延べ受講者数(人)	27 (平成29年度)	200 (平成35年度)	人権施策課
国際化ボランティアの延登録者数(人)	35 (平成29年度)	100 (平成40年度)	人権施策課



第 3 章

分野別人権施策の推進

1 女性

現状と課題

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」という男女の役割を固定的にとらえる意識が社会的に根強く残っており、家庭や職場などでさまざまな差別を生む原因となっています。

国においては「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等の法整備が進められ、男女平等や女性のあらゆる分野での活躍を講じています。

人権に関する市民意識調査によると、「女性に関する問題」に関心がある人の割合が47.9%、身近にある人の割合が24.8%と前回調査に比べ、それぞれ23.9ポイント、16.6ポイント増加しており女性問題についての関心が高くなっています。

また、女性に関する人権問題について、「男女ともに、働きながら、家事や子育て・介護などを両立できる環境が整備されていないこと」の割合が59.6%と最も高く、次いで「雇用、昇進、昇給などで男女が差別されること」の割合が31.0%、「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な役割分担意識があること」の割合が25.7%、「女性の社会進出のための支援制度の不備」の割合が24.6%となっています。

本市では、平成27年に男女が互いにその人権を尊重し、喜びと責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をより一層推進するため、「DV防止基本計画」を含む男女共同参画行動計画を策定しています。性別にとられることなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、講座の開催、情報の収集・提供、相談、交流の場の提供という事業を実施し、審議会等への女性の参加促進を行っています。

市民の「女性に関する問題」への関心は大幅に増加していますが、家庭・職場・地域など社会のさまざまな場面において、性別による固定的な役割分担意識や男女が平等でないという意識が根強く残っています。男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されているなか、性別に関わりなく、互いに人権を尊重するとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できるよう、取り組みを一層推進していくことが求められています。

方向性

- 個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、講座の開催、情報の収集・提供、相談、交流の場の提供事業を実施するとともに、審議会等への女性の参画を促進します。
- 性別に関わりなく、互いに人権を尊重するとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において女性が対等に参画できるよう事業者等への積極的な参画促進を支援します。
- 男女ともに、働きながら家事・子育て・介護などを両立できる環境の整備に努めます。

【主な施策】

事業名	内容	担当課
生駒市男女共同参画行動計画 You&Iプラン（第3次）	平成27年に男女が互いにその人権を尊重し、喜びと責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をより一層推進するため、「DV防止基本計画」を含む計画を策定。	男女共同参画プラザ
いこまYou&Iフェスタ	年1回開催、女性問題の解決と男女共同参画社会の実現に向けて、さらなる理解を深めてもらう。	男女共同参画プラザ
審議会等への女性の参加促進	審議会等への女性の参加目標を40%とし、女性委員がゼロの審議会等の解消に努める。	男女共同参画プラザ
男女共同参画プラザ事業	性別にとらわれることなく、個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、講座の開催、情報の収集・提供、相談、交流の場を提供する事業を実施している。	男女共同参画プラザ

【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
男女共同参画啓発講座等の延開催数(件)	64 (平成29年度)	200 (平成36年度)	男女共同参画プラザ
市の附属機関等の女性委員の割合(%)	31.0 (平成29年度)	40.0 (平成36年度)	男女共同参画プラザ
男女ともに、働きながら家事・子育て・介護などを両立できる環境の整備ができていない割合(%)	59.8 (平成30年度)	30.0 (平成40年度)	人権施策課

2 子ども

現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォン、携帯ゲーム機などの普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもの数が年々減少する一方で、子育て・保育に関するサービス利用は増加し、ニーズも多様化しています。いじめや児童虐待、不登校やひきこもり、子どもの貧困など、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。

本市においては、全国的に少子高齢化が進行する中、年少人口（0～14歳）が減少傾向にあるとともに、核家族化、地域のつながりの希薄化が進んでいます。そのため、子育て環境の変化に対応し、平成27年に「生駒市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域社会全体で子ども・子育てを支援する体制を構築しています。

人権に関する市民意識調査によると、「子どもに関する問題」に関心がある人の割合が56.4%、身近にある人の割合が28.5%と前回調査に比べ、それぞれ17.9ポイント、14.0ポイント増加しており、子ども問題についての関心が高くなっています。

また、子どもに関する人権問題について、特に問題があると思うことは、「子ども同士のいじめ」の割合が51.8%、「親による子どもの体罰・虐待」の割合が43.3%、「子どもの貧困問題」の割合が29.9%、「成績や学歴だけで判断すること」の割合が24.5%、「学校での教師による体罰や差別的な扱い」10.8%、となっています。

また、「学校でいじめられたり、仲間はずれにされたりした」16～19歳の割合が6割となっています。

本市では、いじめ問題対策連絡協議会において、学校、家庭及び地域社会が連携し児童・生徒のこころの指導の推進を図り、いじめのない明るく健やかな成長に寄与するよう対策を講じています。

今後、児童虐待やいじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するため、地域社会全体で子どもを育てるという機運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応するとともに、子どもたちの成長過程で生じるさまざまな問題解決のために相談・支援体制の充実が必要です。

また、子どもの人権尊重においては、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえ、子どもとしての権利や自由を尊重していくことが課題です。

方向性

- ・児童虐待やいじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するため、地域社会全体で子どもを育てるという機運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応するとともに、子どもたちの成長過程で生じるさまざまな問題解決のために相談・支援体制の充実に努めます。
- ・子どもの人権尊重においては、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえ、子どもとしての権利や自由を尊重するよう努めます。

【主な施策】

事業名	内容	担当課
スクールアドバイザーズ活用事業	児童生徒の指導上の課題や生駒市立学校の運営上の課題について、専門的な視点から意見又は助言を求めるため、弁護士、警察官、臨床心理士、社会福祉士、校長経験者によるスクールアドバイザーズを組織する。	教育指導課
いじめ問題対策連絡協議会	学校、家庭及び地域社会が連携し児童・生徒のこころの指導の推進を図り、いじめのない明るく健やかな成長に寄与する。	教育指導課
地域ぐるみの児童生徒健全育成事業	学校、家庭及び地域社会の関係機関が一丸となって、児童・生徒の健全育成に向けて取り組む。	教育指導課
子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)	不登校、ニート、ひきこもり等様々な悩みを抱える子ども・若者やその保護者を対象にした相談窓口で、「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」と連携し、自立、就業、復学等の支援を行い、社会復帰への一歩を踏み出すサポートを行なっている。	生涯学習課
人権教育講座「山びこ」	学校・地域・家庭など、日常生活のあらゆる場で人権教育に対する関心を高め、住みよい社会の実現に向け、人権教育を推進する力を付け、よきリーダーとなっただけ指導者の育成をめざします。	人権施策課

【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)	83 (平成29年度)	85 (平成35年度)	生涯学習課
子ども同士のいじめの割合(%)	51.8 (平成30年度)	26.0 (平成40年度)	教育指導課

3 高齢者

現状と課題

我が国の高齢化は急速に進行し、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

本市においても平成30年10月1日現在で高齢化率が27.36%となっており、今後も少子高齢化が急速に進展すると予測されています。また、高齢者数の増加にともない、一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等、支援を必要とする高齢者が増加しており、高齢者の自立を支える地域全体での支援体制の構築や、高齢者の権利を擁護する体制の充実が求められています。さらに、高齢者虐待等の高齢者の人権を侵害する問題においては、早期発見、早期対応の推進や地域と連携した高齢者を見守る体制を構築することが必要です。

人権に関する市民意識調査によると、「高齢者に関する問題」に関心がある人の割合が55.1%、身近にある人の割合が40.7%と前回調査に比べ、それぞれ8.1ポイント、15.5ポイント増加しており、高齢者の問題についての関心が高くなっています。

また、高齢者に関する人権問題について、特に問題があると思うことは、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」の割合が44.1%、「経済的に自立が困難なこと」の割合が27.3%、「近所や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく孤立していること」の割合が27.0%、「悪徳商法の被害が多いこと」の割合が25.9%となっています。

本市では、平成30年3月に、団塊の世代すべてが75歳以上となる平成37年(2025年)を見据え、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと元気に安全・安心に暮らせるよう、「生駒市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、高齢者の健康づくりと介護予防・生活支援の推進、生きがいづくりや社会参加の促進、認知症施策と高齢者の権利擁護の推進、介護サービスの充実など高齢者全般にわたる施策の推進に努めています。

今後も、高齢者が健康でいきいきと暮らすためには、地域で活躍できる場を確保するとともに、適切な情報提供を実施することが必要となります。

すべての高齢者を地域全体で支える仕組みを確立するとともに、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。

方向性

- ・家庭や施設での介護を支援する制度の充実に努めます。
- ・医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- ・高齢者の健康づくりと介護予防・生活支援の推進、生きがいづくりや社会参加の促進、認知症施策と高齢者の権利擁護の推進、介護サービスの充実など高齢者全般にわたる施策の推進に努めます。
- ・高齢者が健康でいきいきと暮らすためには、地域で活躍できる場を確保するとともに、適切な情報提供に努めます。
- ・高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができるよう地域全体で支える仕組みづくりの構築に努めます。

【主な施策】

事業名	内容	担当課
高齢者ひとり暮らし実態把握業務	一人暮らしの高齢者の生活状況及び身体状況の実態を把握し、地域で安心して暮らせるよう、地域での見守り体制の強化を行う。	高齢施策課
認知症サポーター養成講座	増加傾向にある認知症への正しい理解と知識を深めるため、認知症サポーターの養成講座を実施する。	地域包括ケア推進課
認知症総合支援事業	地域で認知症の方やその介護者を支えるため、認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談業務の充実などを展開する。	地域包括ケア推進課
在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後までできるように、在宅医療と介護を一体的に推進するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。	地域医療課
人権教育講座「山びこ」	学校・地域・家庭など、日常生活のあらゆる場で人権教育に対する関心を高め、住みよい社会の実現に向け、人権教育を推進する力を付け、よきリーダーとなっていただく指導者の育成をめざします。	人権施策課

【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
認知症サポーター延養成数(人)	7,443 (平成29年度)	11,898 (平成35年度)	地域包括ケア推進課
家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない割合(%)	44.1 (平成30年度)	22.0 (平成40年度)	人権施策課

4 障がい者

現状と課題

国においては、「障害者権利条約」(平成 26 年)を締結しました。同条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として「障害者差別解消法」(平成 28 年)が施行され、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止され、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことが求められています。

また、障がい者雇用においても障がい者雇用率等を定める「障害者雇用促進法」等、障がい者の雇用機会の確保及び職場定着への支援が一層求められています。また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」(平成 24 年)により、障がい者に対する虐待の予防と早期発見、早期対応が求められています。

人権に関する市民意識調査によると、「障がい者に関する問題」に関心がある人の割合が 44.5%、身近にある人の割合が 23.7%と前回調査に比べ、それぞれ 16.4 ポイント、12.2 ポイント増加しており、障がいのある人の問題についての関心が高くなっています。

また、障がいのある人に関する人権問題について、特に問題があると思うことは、「障がいのある人に対する人々の理解が十分でないこと」の割合が 59.2%、「道路の段差や駅の階段など、外出に不便をとまなうこと」の割合が 33.6%、「就職、職場での生活で不利益を受けること」の割合が 26.5%、「障がいのある人の生活を支援する福祉サービスが十分でないこと」の割合が 24.2%、「障がいのある人の意見や行動が軽視されること」の割合が 13.7%、「差別的な発言や落書きなどをすること」、「障がいのある人の暮らしに適した住宅が身近にないこと」の割合が 11.3%となっています。

また、精神に障がいがある人に対しては、なんとなく不安を感じる人は 76.4%となっており、障がいに対する理解が十分でない状況もうかがえます。

本市では、平成 30 年 3 月に第 5 期「生駒市障がい者福祉計画」を策定し、障がい者福祉全般の取り組みの推進に努めています。その中で、「権利擁護支援センター」において成年後見制度等の制度や事業に対する相談等に対応したり、障がい者就労に対する支援、ハード面におきましては、市内の生涯学習施設や公園施設など公共施設のバリアフリー化など様々な取り組みを進めています。

今後も、障がいのある人の地域生活、社会参加を促進するためには、障がいのある人への理解の促進、偏見や差別意識の解消が必要となります。また、生活の場として、就労支援の充実や福祉サービスの充実等、障がいのある人が地域で暮らせる体制づくりや、切れ目のない支援体制の構築が必要となります。

方向性

- 障がいのある人の地域生活、社会参加を促進するために障がいのある人への理解の促進、偏見や差別意識の解消のための啓発を推進します。
- 「権利擁護支援センター」において、成年後見制度等の制度や事業に対する相談等の対応や障がい者就労に対する支援を充実します。
- 生活の場として、就労支援の充実や福祉サービスの充実をするとともに、障がいのある人が地域で暮らせる体制づくりや、切れ目のない支援体制を構築に努めます。
- 市内の生涯学習施設や公園施設など公共施設のバリアフリー化を促進します。

【主な施策】

事業名	内容	担当課
「障がい者週間」街頭啓発	障がい者週間（12月3日～9日）に「障がい者の完全参加と平等」「ノーマライゼーション」といった理念の普及に努めるため、市内の各地において啓発物品の配布等キャンペーンを実施する。	障がい福祉課 社会福祉協議会
相談支援事業の実施	障がい者及びその家族に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談及び情報の提供等を総合的に行い、障がい者及びその家族の地域生活を支援する。	障がい福祉課
ホームページのバリアフリー化	障がいのある人や外国人などあらゆる人が情報を得られ、利用できるホームページをめざします。	広報広聴課
聴覚障がい者の傍聴にかかる手話通訳対応	聴覚障がい者の方から事前に議会傍聴したい旨の希望があれば手話通訳派遣を依頼し、手話通訳者とともに車いす用傍聴席で傍聴できる体制をとる。	議会事務局
権利擁護支援センター	知的障がい、精神障がいや認知症等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないよう成年後見制度等の制度及び事業を的確に利用できるよう相談等に応じる。	障がい福祉課
ユニバーサルキャンブ in 生駒	障がいの有無、国籍や文化、性別、年齢などの違いを超えた多様性を理解し、それらを活かした社会の実現をめざした交流事業を実施する。	生涯学習課
障がい者スポーツ活動の推進	障がい者が障がいの種類や程度に応じて、地域においてスポーツ活動を行うことができるような事業を実施する。	スポーツ振興課

人権教育講座 「山びこ」	学校・地域・家庭など、日常生活のあらゆる場で人権教育に対する感心を高め、住みよい社会の実現、人権教育の推進を進めていく力を付け、よきリーダーとなっただけ指導者の育成をめざします。	人権施策課
-----------------	---	-------

【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
あいサポーター養成人数(人)	1,042 (平成29年度)	1,600 (平成35年度)	障がい福祉課
国・県等の指針に基づくアクセシビリティ対応のホームページの運営	JIS X 8341-3:2010の等級AAに一部準拠 (平成29年度)	JIS X 8341-3:2010の等級AAに準拠 (平成32年度)	広報広聴課
相談支援実施件数(件)	17,328 (平成29年度)	17,900 (平成35年度)	障がい福祉課
障がいのある人に対する人々の理解が十分でない割合(%)	59.2 (平成30年度)	30.0 (平成40年度)	人権施策課

5 同和問題

現状と課題

同和問題とは、日本社会の歴史過程の中で形づくられた身分的差別によって、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別されるというわが国固有の、重大な人権問題です。

国においては、同和対策の早期解決に向けて、「同和対策事業特別措置法」（昭和44年）が制定され、その後も33年間生活環境の改善や教育・啓発などの諸施策が実施されてきました。平成28年には、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であることを鑑み、「部落差別解消推進法」が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

人権に関する市民意識調査によると、「同和問題」に関心がある人の割合が25.9%、身近にある人の割合が9.1%と前回調査に比べ、それぞれ15.0ポイント、5.3ポイント増加しており、人権の問題についての関心が高くなっています。一方、「同和問題について」特に理解を深めたいと思う人の割合は6.1%と前回調査に比べ、10.8ポイント減少しています。この1年間に「同和問題について」の講演会や研修会参加した人の割合も18.3%と前回調査と比べ減少しており、十分な理解につながっていない状況もうかがえます。

また、同和問題に関する人権問題について、特に問題があると思うことは、「差別的な言動やうわさ話」の割合が26.9%、「結婚問題での周囲の反対」の割合が20.0%、「同和地区への居住の敬遠」の割合が14.9%、「インターネットを悪用した差別書き込みや差別文書の掲載」が14.1%、「就職・職場での差別、不利な扱い」の割合が14.0%、「生活環境上の問題（住環境の未整備）」の割合が2.7%、「特に問題とすることは無い」の割合が11.4%となっています。

本市では、国に対し「人権侵害の救済に関する法律」の制定に向けて取り組んでいるとともに、インターネット上での啓発活動や人権意識の高揚を図るための交流事業に努めています。

今後も、すべての人の基本的人権の尊重という視点に立って、同和問題に関する正しい理解を深めるための教育及び啓発に取り組み、差別のない社会を実現することが求められます。

方向性

- 国に対して「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定に向けて取り組みます。
- インターネット上での啓発活動や人権意識の高揚を図るための交流事業等を充実します。
- すべての人の基本的人権の尊重という視点に立って、同和問題に関する正しい理解を深めるための教育及び啓発の推進に取り組みます。

【主な施策】

事業名	内容	担当課
「インターネットステーション」への参加	「インターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」に参加し、インターネット上での啓発活動に取り組み、頻発するインターネット上での掲示板への差別書き込みに対応する。	人権施策課
識字学級	創作活動や課外学習を通して学習意欲の向上を図りながら、国際化・高齢化・情報化が急激に進む現代の社会生活の中で様々な問題に対応できるよう初歩のコンピュータ研修なども取り入れ、学習を進めている。	人権施策課
人権教育講座「山びこ」	学校・地域・家庭など、日常生活のあらゆる場で人権教育に対する関心を高め、住みよい社会の実現に向け、人権教育を推進する力を付け、よきリーダーとなつていただく指導者の育成をめざします。	人権施策課
人権文化センター各種相談事業等	市民の日頃の生活に潤いを与えるとともに、現代社会に適應できる基本的な技量の習得と文化的改善を図る。	人権文化センター
地域交流事業	「人との出会いが楽しみ」を基本に、地域住民との交流を図り、文化・教養の向上とコミュニケーション促進、人権意識の高揚に努める。	人権文化センター

【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
差別的な言動やうわさ話の割合(%)	26.0 (平成30年度)	14.0 (平成40年度)	人権施策課
地域交流事業等への延参加者数(人)	1,344 (平成29年度)	15,600 (平成40年度)	人権文化センター

6 在日外国人

現状と課題

外国人住民の滞在の長期化、定住化に伴い、日常生活の中で、外国人と地域社会とのかかわりが深くなり、外国人との交流活動が活発化しています。一方で、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否など、異文化を十分に理解できないことによる差別行為があります。近年では特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチが行われるなどの問題も起こっており、平成 28 年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

人権に関する市民意識調査によると、「在日外国人に関する問題」に関心がある人の割合が 30.7%、身近にある人の割合が 11.0%と前回調査に比べ、それぞれ 17.7 ポイント、6.8 ポイント増加しており、在日外国人の問題についての関心が高くなっています。

在日外国人の人権問題について特に問題があることは「外国の生活習慣や文化、宗教などの違いへの理解が不足しており、地域社会の受け入れが十分でないこと」の割合が 33.6%、「差別的な発言（ヘイトスピーチ等）や行為などをする事」の割合が 24.6%、「言語の違いによって十分な情報が得られないこと」の割合が 23.5%、「年金や医療保険などの社会保障が十分でないこと」の割合が 12.9%、「地方参政権が認められていないこと」の割合が 8.0%、となっています。

本市では、市民と外国人が交流を深め、理解し合うことを目的に「国際化ボランティアの登録制度」の実施やホームページ等による外国人にもわかりやすい情報提供、日本語学習支援、国際化担当窓口の設置などに努めています。

今後も国際化が進んでいくことが予測され、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育てていくことが重要です。国籍や文化の違いにかかわらず、互いに理解し合い、誰もが快適な生活を送ることができる多文化共生社会の実現や、異文化をも認め受け入れる社会となるよう啓発や教育を進めていきます。

方向性

- ・「国際化ボランティアの登録制度」の実施やホームページ等による外国人にもわかりやすい情報提供、日本語学習支援、国際化担当窓口の充実に努めます。
- ・異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育むイベント等の充実に努めます。
- ・国籍や文化の違いにかかわらず、互いに理解し合い、誰もが快適な生活を送ること

ができる多文化共生社会の実現や、異文化をも認め受け入れる社会となるよう啓発や教育を進めます。

【主な施策】

事業名	内容	担当課
国際化ボランティア事業	市民と外国人が交流を深め、理解し合うことで「多文化共生」の社会づくりを推進するため、様々な事業を実施する。	人権施策課
外国籍就学児童に対する氏名呼称にかかる対応	外国籍児童に対する本名使用促進及び入学前の氏名呼称の確認を行う。	教育総務課
ホームページのバリアフリー化	障がいのある人や外国人などあらゆる人が情報を得られ、利用できるホームページをめざします。	広報広聴課
国際交流の集い わいわいワールド	市内に在住等している外国人の方の出身国の文化紹介を通して、子どもたちを中心とした外国人と日本人、また、外国人同士の相互の理解と交流を図る。	生涯学習課
ユニバーサルキャンブ in 生駒	障がいの有無、国籍や文化、性別、年齢などの違いを超えた多様性を理解し、それらを活かした社会の実現をめざした交流事業を実施する。	生涯学習課
日本語教室	日本語を母語としない人（外国人等）が日本で暮らしやすくなるための日本語学習支援事業。	人権施策課
日本語学習支援ボランティア養成講座	日本語を母語としない人（外国人等）への日本語教育に関する入門講座。	人権施策課
国際化推進に伴う庁舎内案内板整備	国際化推進に伴い庁舎内窓口及び総合案内板に外国語等の併記を行う。	総務課 人権施策課
国際化担当窓口の設置	国際化推進に伴い、国際化担当窓口を設置する。	人権施策課
職員と市内ボランティア団体による窓口対応等サポート	日本語が不自由な外国人の方に対し、市役所窓口等において、通訳補助的なサポートを行う。	人権施策課
観光パンフレットの作成	国際化推進に伴い、生駒市観光パンフレットに外国語を併記する。	商工観光課

【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
日本語学習支援ボランティア養成講座延べ受講者数(人)	27 (平成29年度)	200 (平成35年度)	人権施策課
日本語教室の延学習者数(人)	1,203 (平成29年度)	9,000 (平成35年度)	人権施策課
国際化ボランティアの延登録者数(人)	35 (平成29年度)	100 (平成40年度)	人権施策課
外国の生活習慣や文化等の違いへの理解不足により、地域社会の受け入れが十分でないこと(%)	33.6 (平成30年度)	16.8 (平成40年度)	人権施策課

7 犯罪被害者とその家族

現状と課題

犯罪被害にあわれた方とその家族は、傷害を負わされ、家族を失うといった被害に加え、重大な精神的被害を負うとともに、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗・中傷や、過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されるなど、重大な人権侵害を受けています。

国は、こうした状況を踏まえ、「犯罪被害者等基本法」を2004年（平成16年）に制定し、2016年（平成28年）には「第3次犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者に関する施策を進めています。

人権に関する市民意識調査によると、「犯罪被害者とその家族に関する問題」に関心のある人の割合が34.9%と前回調査に比べ19.2ポイント増加しており、身近にある問題と感じる市民は4.2%と低い現状ですが、市民の関心は高くなっています。

犯罪被害者の方やその家族に関する人権問題として、問題と思うこととしては、「マスコミ等の取材で平穏な私生活が保てなくなること」の割合が53.3%と最も高く、次いで「誤ってプライバシーが報道されること」の割合が44.6%、「インターネットで情報が拡散されること」の割合が44.0%となっており、市民の二次的被害の防止への関心が高くなっています。

犯罪被害者とその家族が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、二次的被害を受けず、地域で平穏に過ごせるよう、地域のすべての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が促進されるような取り組みが必要です。

方向性

- 犯罪被害者とその家族が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、二次的被害を受けず、地域で平穏に過ごせるよう、地域のすべての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が促進される啓発を推進します。
- 犯罪被害者等支援条例の早期制定に努めます。

【主な施策】

事業名	内容	担当課
犯罪被害者支援チャリティーコンサートの実施	犯罪被害に遭った人やその家族を支援するために、コンサートを実施し、支援金を募る。	犯罪被害者支援連絡協議会（生駒警察署内）・人権施策課

【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
マスコミ等の取材で平穏な私生活が保てなくなること(%)	53.3 (平成30年度)	26.6 (平成40年度)	人権施策課

8 インターネット等による人権侵害

現状と課題

高度情報化社会が急速に進展し、パソコン、携帯電話、スマートフォンやタブレット端末などによるインターネット利用は広く定着しています。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。

しかし、近年その特性を悪用した個人に対する誹謗・中傷といった差別を助長する表現等の流布やプライバシーの侵害が増加し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

また、インターネットを利用したセクハラやパワハラ等のハラスメント、外国人、障がい者や同和問題に関する差別的な書き込み等、大きな問題になっています。

人権に関する市民意識調査によると、「インターネット等による人権侵害に関する問題」に関心がある人の割合が54.7%、身近にある人の割合が14.1%と前回調査に比べ、それぞれ18.6ポイント、9.1ポイント増加しており、インターネット等による人権侵害の問題についての関心が高くなっています。

また、「プライバシー保護に関する問題」に関心がある人の割合が47.1%、身近にある人の割合が18.4%と前回調査に比べ、それぞれ18.5ポイント、11.8ポイント増加しており、プライバシー保護に関する問題についても関心が高くなっています。

インターネット等による人権侵害の問題については、特に問題があることは「情報発信者が特定されないため、無責任な発言を行うこと」の割合が44.1%と最も高く、「自分の実名、住所、顔写真や電話番号等、プライバシーを暴露されること」の割合が38.7%、「SNSや出会い系サイトの存在など犯罪を誘発する場となっていること」の割合が31.6%となっています。

本市では、生駒市個人情報保護条例に基づき、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、市が保有する個人情報について自己情報の開示、訂正等の請求権を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止に努めています。

今後も、個人情報保護の体制強化とともに、プロバイザー責任制限法、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要です。また、市民に対して、インターネットの利用におけるマナーやモラルを守るなどの環境づくりが課題です。

方向性

- ・ 個人情報を適正に取り扱うなど個人の権利利益の侵害の防止を図ります。
- ・ 個人情報保護の体制強化とともに、プロバイザー責任制限法、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ります。
- ・ 市民に対して、インターネットの利用におけるマナーやモラルを守るなどの啓発活動を推進します。

【主な施策】

事業名	内容	担当課
個人情報保護制度の運用	生駒市個人情報保護条例に基づき、本市における個人情報の取扱いを適正に行うとともに、市が保有する個人情報について自己情報の開示、訂正等の請求権を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止を図る。	総務課
「インターネットステーション」への参加	「インターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」に参加し、インターネット上での啓発活動に取り組み、頻発するインターネット上での差別事件、特に掲示板への差別書き込みに対応する。	人権施策課

【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)	担当課
情報発信者が特定されないため、無責任な発言を行うこと (%)	44.1 (平成30年度)	22.1 (平成40年度)	人権施策課

9 LGBTなどの性的少数者

現状と課題

同性愛等の性的指向及び、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性自認を理由とする偏見・差別を受けている人は、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、さまざまな問題が発生しています。

人権に関する市民意識調査によると、「性同一性障がい者に関する問題」に関心がある人の割合が25.3%、身近にある人の割合が6.2%と前回調査に比べ、それぞれ16.6ポイント、4.6ポイント増加しており、性同一性障がい者に関する問題についての関心が高くなっています。

また、「性的指向（異性愛、同性愛、両性愛など）に関する問題」に関心がある人の割合が23.6%、身近にある人の割合が5.3%と前回調査に比べ、それぞれ16.9ポイント、4.2ポイント増加しており、性的指向（異性愛、同性愛、両性愛など）に関する問題についての関心も高くなっています。

また、「さまざまな性に関する人権について（性同一性障がい者、同性愛者など）」特に理解を深めたい人が9.6%と前回調査に比べ3.5ポイント増加しています。

さらに「自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる必要がある」の割合が86.3%、「同性のカップルにも夫婦と同じ権利を認める必要がある」の割合が75.2%、といずれも県平均より高くなっており、性的少数者（マイノリティ）に対する理解は進んでいる傾向にあります。

このため性的少数者に対する理解を深めるための人権教育及び人権啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが課題です。また、LGBTなどの性的少数者への社会的な関心が高まっており、この問題に関する正しい理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。

方向性

- LGBTなどの性的少数者に対する偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消するとともに、正しい理解を深めるための人権教育及び啓発活動を推進します。

【主な施策】

事業名	内容	担当課
人権教育講座 「山びこ」	学校・地域・家庭など、日常生活のあらゆる場で人権教育に対する感心を高め、住みよい社会の実現、人権教育の推進を進めていく力を付け、よきリーダーとなっていただく指導者の育成をめざします。	人権施策課

【取組目標】

指標項目	現状値	目標値（目標年度）	担当課
職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること（％）	32.0 （平成30年度）	16.0 （平成40年度）	人権施策課
差別的な言動をされること（％）	32.0 （平成30年度）	16.0 （平成40年度）	人権施策課

10 さまざまな人権問題

現状と課題

多様化・複雑化する現代社会において、これまでに掲げた課題ごとの人権問題の他にも、固有の言語や伝統など独自の豊かな文化を持つアイヌの人々、刑を終えて出所した人々とその家族、ホームレスの状態にある人々などに対する人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災をはじめとする災害に伴う人権問題など、様々な人権問題が存在します。

人権に関する市民意識調査によると、「非正規雇用など雇用形態の問題」に関心のある人の割合が44.1%、「ワーキング・プアの問題」に関心のある人の割合が43.2%、「生活保護に関する問題」に関心のある人の割合が42.5%、「刑を終えて出所した人とその家族に関する問題」に関心のある人の割合が29.1%、「犯罪被害者とその家族に関する問題」に関心のある人の割合が34.9%、「北朝鮮当局による拉致問題」に関心のある人の割合が49.4%と前回より関心のある割合が増加しています。

また、東日本大震災や福島第1原子力発電所事故に関する人権問題は「避難先で差別的な言動をされること」の割合が49.8%と最も高く、「生まれ育った土地での生活再建が難しいこと」の割合が49.4%、「被災地に関する風評被害があること」の割合が48.8%となっています。

これらの人権問題や、社会環境の変化等により新たに生じる人権問題に対して、一人ひとりの人権が尊重されるよう、あらゆる機会を通じて、人権教育及び人権啓発の推進を図り、問題の解決に努めることが求められます。

方向性

- ・さまざまな人権課題への対応には、一人ひとりの人権が尊重されるよう、あらゆる機会を通じて、人権教育及び啓発に努めます。

【主な施策】

事業名	内容	担当課
保護司会との連携	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築く。	社会福祉協議会
人権教育講座「山びこ」	学校・地域・家庭など、日常生活のあらゆる場で人権教育に対する関心を高め、住みよい社会の実現に向け、人権教育を推進する力を付け、よきリーダーとなっていただく指導者の育成をめざします。	人権施策課



基本計画の推進

1 推進体制

本基本計画の趣旨を十分に踏まえ、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「生駒市人権教育及び人権啓発推進本部」を中心とした関係部局の緊密な連携のもとに全庁的に本基本計画の具体的推進に努めます。

2 関係機関・団体との連携

人権教育・啓発活動や人権に関する相談など、人権施策が広範な取り組みとして展開できるよう、国、県をはじめ地域組織、NPO、ボランティア団体、民間団体、事業所等との密接な連携を図ります。

また、本基本計画の趣旨を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、本基本計画の趣旨が広く市民に浸透するようさまざまな機会を捉えてその周知を行います。

3 フォローアップ

本基本計画を具体的に推進し、その推進状況をフォローアップしていくため、本基本計画に基づく事業実施状況等を生駒市人権施策審議会に報告するとともに、幅広く市民の意見を反映させるためさまざまな人権に関する情報と意見の収集に努めます。